

# ○機能訓練サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が増える場合又は	看護職員、理学療法士等又は生活支援士の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)	身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)	活動防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	サービス管理責任者加算	特別地域加算
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (819単位) (2) 定員21人以上40人以下 (732単位) (3) 定員41人以上60人以下 (695単位) (4) 定員61人以上80人以下 (667単位) (5) 定員81人以上 (629単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100		
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (265単位) (2) 1時間以上 (606単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (779単位)													
ハ 共生型機能訓練サービス費	(721単位)	×965/1,000	×70/100											
ニ 基準該当機能訓練サービス費	(721単位)													1日につき58単位を加算
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)													
ピアサポート実施加算	(1日につき100単位を加算)													
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)													
盲点機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)													
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)													
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)													
リハビリテーション加算	イ リハビリテーション加算(Ⅰ) (1日につき48単位を加算) ロ リハビリテーション加算(Ⅱ) (1日につき20単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)													
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (片道につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (片道につき10単位を加算)					注 同一敷地内の場合 ×70/100単位								
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)					注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位								
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)													
就労移行支援体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき57単位を加算) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算) ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき14単位を加算) ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき10単位を加算) ホ 定員81人以上 (1日につき7単位を加算)					注1 前年度において、自立訓練(機能訓練)等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く								
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)													
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)													
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×138/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×134/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×98/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×120/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×120/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位数×116/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×116/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×102/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×98/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×94/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×80/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×82/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×76/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×58/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位数×40/1,000)					注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×125/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×99/1,000) ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×81/1,000) ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×107/1,000) (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×89/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×85/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×81/1,000) (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×67/1,000) (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×63/1,000) (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×0/1,000) (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×59/1,000) (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位数×41/1,000) 注3 令和6年6月1日から算定可能 注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能								
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×67/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×48/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×27/1,000)					注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×69/1,000) ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×50/1,000) ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×28/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能								
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×40/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×38/1,000)					注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位数×26/1,000) 注3 令和6年5月31日まで算定可能								
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×18/1,000)					注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能								